

- (4) 留意事項
- ※ 申請期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - ※ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - ※ 本告示で指定された期日までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は本入札に参加することができない。
 - ※ 入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により契約検査課長に対してその理由の説明を通知日の翌日（土日祝日を除く）の正午までに書面により求めることができる。（郵送及びFAX不可。）この場合、説明を求めた者に対して2日以内（土日祝日を除く）に書面により回答する。

4. 入札条件、入札説明書及び仕様書等の閲覧期間及び場所

- (1) 閲覧期間 **令和8年4月17日（金）から 令和8年5月11日（月）正午まで**
(2) 閲覧場所 酒田市のホームページ (<http://www.city.sakata.lg.jp/>) からダウンロードとする。

5. 仕様書に関する質問等

- (1) 質問方法 本入札に参加しようとする者が仕様書に関し質問がある場合は、契約検査課に「質問書」（別紙様式4号）によりメール、ファクシミリ又は持参で
令和8年4月23日（木）正午まで提出すること（電話不可）
- (2) 回答方法 (1)による質問に対する回答は、質問者及び入札参加資格確認申請者全員に原則メールにより行う。なお、メールによる回答は、酒田市競争入札（見積）参加資格審査申請書に記載されたメールアドレスへ送付する。

6. **入札書の送達（配達指定日） 令和8年5月11日（月）**

7. **開札**の日時、場所

- (1) 開札日時 **令和8年5月12日（火） 午前9時00分**
(2) 開札場所 **201会議室（市役所2階）**

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除

9. その他

- (1) 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他酒田市契約規則第17条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 申請書類等 本入札は、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」に基づき実施する。条件付き一般競争入札についての関係書式「入札参加資格確認申請書」、「入札書」、「委任状」、「質問書」等は、酒田市のホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 契約書作成 この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (4) 本契約の議決 本件は、酒田市契約及び財産に関する条例(平成17年11月1日条例第65号)の規定により、**市議会の議決に付さなければならない買入れであるため、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。**ただし、本件の落札決定後、市議会の議決を得るまでの間に、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (5) 入札の説明 入札の説明については「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」「入札条件」**「郵送入札実施要領」によるものとする。（必ず熟読すること。）**
条件付き一般競争入札についての「入札参加資格確認申請書」、「酒田市条件付き一般競争入札説明書（物品、役務、賃貸借）」、郵送入札についての「郵送入札実施要領」は、酒田市のホームページに掲載されています。
- (6) 担当部局等
- ① 契約に関する事務を担当する部局
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5708）
（FAX 0234-26-5738）
（メール keiyaku@city.sakata.lg.jp）
 - ② 仕様書に関する事務を担当する部局
酒田市建設部土木課（市役所5階）
酒田市本町二丁目2番45号（電話 0234-26-5743）
（FAX 0234-26-7364）